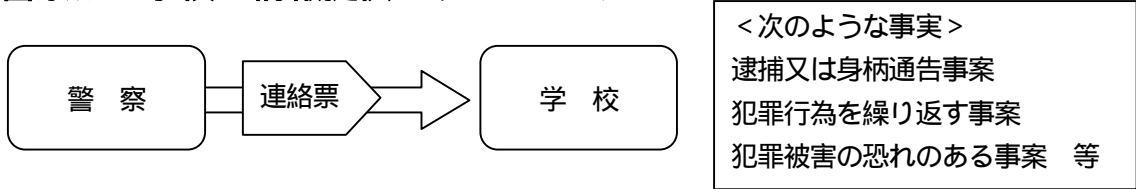


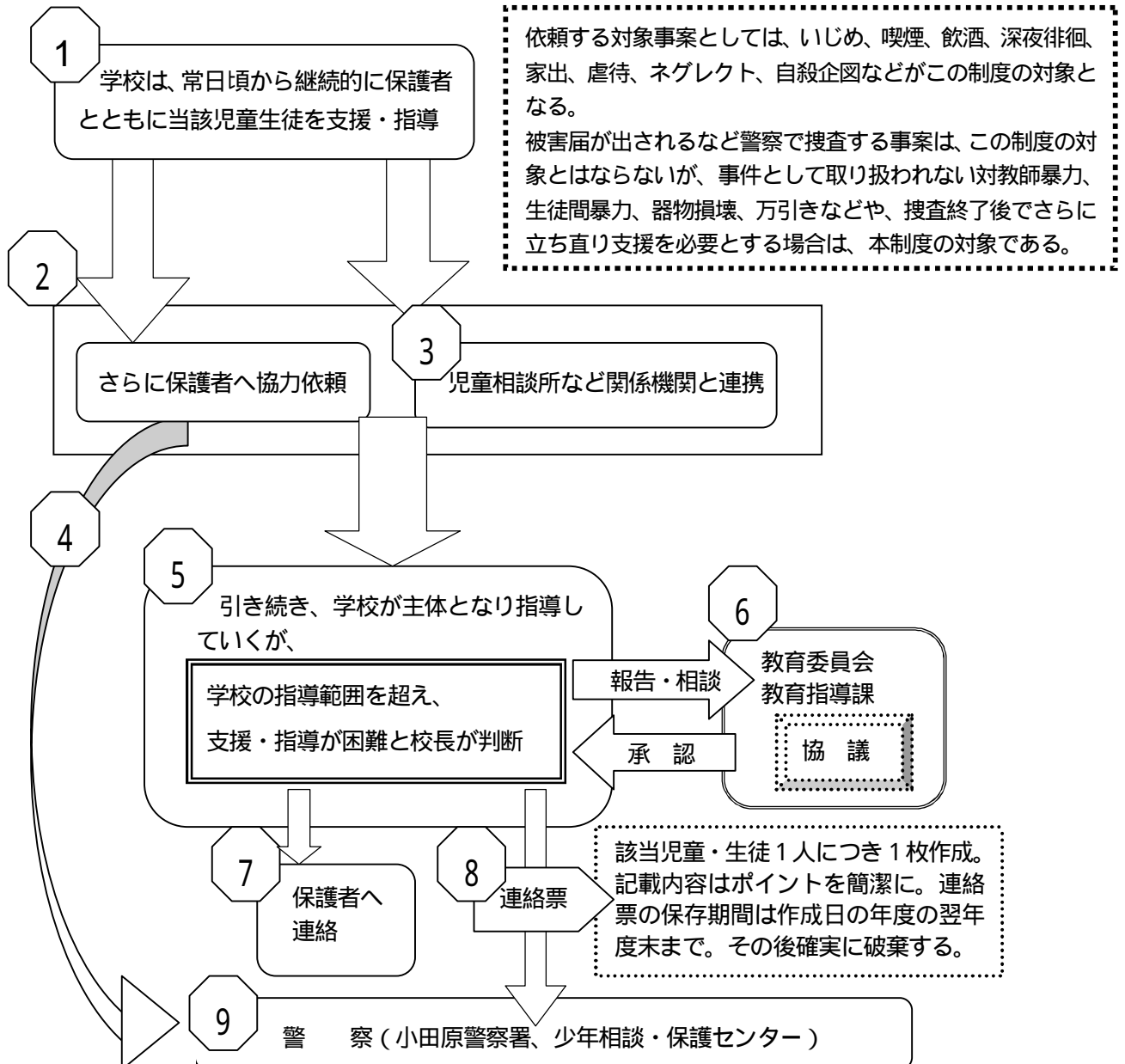
「学校警察連携制度」を運用するまでのガイドライン

学校警察連携制度は、児童生徒の『健全育成』『非行防止』『犯罪被害防止』を目的としており、学校や家庭での支援や指導を何度も繰り返しても改善が見られないと判断した場合に運用します。日頃の指導は最後まで学校が中心であり、児童・生徒にとっての健全育成のために関わっていくことが大切です。この制度で指導をすべて警察に委ねるという意味ではなく、学校と警察が情報を共有、協働し問題の早期解決を図ることを目的としています。

A 警察から学校へ情報提供をするケース



B 学校から警察へ支援・指導を依頼するケース



- 1 日頃の教育活動の中で、児童・生徒の個性の伸長を図りながら、社会性や自己実現のための資質・態度の育成を目指します。次の視点を常に持ちながら支援・指導をしていきます。
 - 児童・生徒に自己存在感を与えること
 - 共感的な人間関係を育成すること
 - 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること
- 2 問題解決のためには、本人に対する支援・指導とともに保護者の理解や協力も必要です。さらに、指導に困難を要する場合には、教育指導課指導係・相談係をはじめ、児童相談所や青少年相談センターなどの関係機関と連携を図りながら対応していきます。
- 3 関係機関と会議を開き、問題を共有し解決への糸口を見つけていきます。
- 4 問題解決のために警察の支援や指導が必要と判断した場合、保護者の要請で依頼することも可能です。
- 5 学校が主体となり指導を継続します。しかし、学校の指導範囲を超えていて、児童・生徒の『健全育成』『非行防止』『犯罪被害防止』に関する事案に限り、学校警察連携制度の対象となります。学校が、警察の支援・指導を必要とすると判断した場合、校長は教育委員会教育指導課へ報告をし、教育委員会での協議、承認が必要となります。
- 6 教育委員会では、該当事案を協議検討し、学校へ承認の可否を伝えます。本人の学校での様子、保護者の困り感、今後の見通しを含めてしっかりと協議します。
- 7 学校は、本人及び保護者に対してこの連携制度を適用して、警察へ支援・指導の要請をすることを知らせます。ただし、児童虐待など知らせることで本人に危害が及ぶ危険性がある場合は保護者に通知することはありません。
- 8 教育委員会での承認後、校長は連絡票を作成し、小田原警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者に手渡します。保存期間終了の年度末に連絡票の破棄を確実に行うものとし、教育委員会は連絡票を保存している警察・学校に対し破棄の確認を行います。
- 9 警察では、次のような対応を行います。
(支援や指導の連携方法について学校と警察で検討)

警察署

児童・生徒を招致する等して非行や犯罪被害を防止するための指導等を行なっていく。

少年相談・保護センター

少年相談員の面接による助言・指導や、定期的なカウンセリング等を通じて問題の解決を図る。

少年サポートチームの編成

警察署、少年相談・保護センター、スクールサポーターなどと連携し、立ち直り支援のためのケース会議をもち、チームで対応していく。